

(案)

北斗市地域防災計画

≪地震·津波防災対策計画編≫

令和5年9月

北斗市防災会議

目次

第1章	総則	1
第1節	5 計画の目的	1
第2節	5 計画の性格	1
第3節	5 計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節	5 計画の基本方針	2
第5節	5 市の地形1	1
第6節	5 北海道における地震・津波の発生状況1	1
第7節	5 本市における活断層の評価(函館平野西縁断層帯)1	3
第8節	5 北海道が想定する海溝型地震1	6
第9節	5 北海道における想定地震津波(市関係のみ抜粋)1	7
第2章	災害予防計画	1
第1節	- 5 市民の心構え2	1
第2節	5 地震に強いまちづくり推進計画2	4
第3節	5 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発2	7
第4節	5 防災訓練計画2	8
第5節	5 物資及び防災資機材等の調達・確保に関する計画2	9
第6節	5 相互応援(受援)体制整備計画2	9
第7節	5 自主防災組織の育成等に関する計画2	9
第8節	5 避難体制整備計画3	0
第9節	5 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画3	0
第 10 1	節 津波災害予防計画3	0
第 12 1	節 危険物等災害予防計画3	4
第 13 1	節 建築物等災害予防計画3	5
第 14 1	節 土砂災害の予防計画3	6
第 15 1		
第 16 1		
第 17 1		
第 18 1	節 複合災害に関する計画3	8
第3章	災害応急対策計画	9
第1節	5 応急活動体制3	9
第2節	5 地震、津波情報の伝達計画4	3
第3節	5 災害情報等の収集・伝達計画5	4
第4節	5 災害広報・情報提供計画5	7

	第5節	避難対策計画	57
	第6節	救助救出計画	57
	第7節	地震火災等対策計画	57
	第8節	津波災害応急対策計画	58
	第9節	災害警備計画	60
	第 10 節	交通応急対策計画	60
	第 11 節	輸送計画	60
	第 12 節	ヘリコプター等活用計画	60
	第 13 節	食料供給計画	60
	第 14 節	給水計画	60
	第 15 節	衣料、生活必需物資供給計画	60
	第 16 節	石油類燃料供給計画	61
	第 17 節	生活関連施設対策計画	61
	第 18 節	医療救護計画	63
	第 19 節	防疫計画	63
	第 20 節	廃棄物等処理計画	63
	第 21 節	家庭動物等対策計画	63
	第 22 節	文教対策計画	63
	第 23 節	住宅対策計画	63
	第 24 節	被災建築物安全対策計画	64
	第 25 節	被災宅地安全対策計画	66
	第 26 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	66
	第 27 節	障害物除去計画	66
	第 28 節	広域応援・受援計画	66
	第 29 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	66
	第 30 節	災害ボランティアとの連携計画	66
	第 31 節	災害救助法の適用と実施	67
绀	' / 音 〈	災害復旧・被災者援護計画	60
矛			
		災害復旧計画	
	第2節	被災者援護計画	69
第	5章 I	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	71
-			

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。)第42条の規定に基づき、北斗市(以下「市」という。)の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「北斗市地域防災計画(以下「市防災計画」という。)」の「地震・津波防災対策編」として、北斗市防災会議(以下「市防災会議」という。)が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「市防災計画(本編)」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助(市民<u>及び事業所</u>が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(市民等が地域において互いに助け合うことをいう。)及び公助(市、北海道(以下「道」という。)及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等(以下「防災関係機関」という。)が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、<u>防災対策の主体</u>の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取り組みの支援・強化により、社会全体としての防災意識の

向上を図らなければならない。

- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、 避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を 取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の基本方針

この計画は、市及び道並びに防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 道

道は、道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、 その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力 して防災活動を実施するとともに、市及び道防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助 言等の措置をとる。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から 保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機 関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるように勧告、 指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・ 津波災害時には応急措置を実施するとともに、市、道その他防災関係機関の防災活動に協力す る。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

地震・津波防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 市、消防機関及び公共機関

機関名	事務又は業務
市	(1) 市民の自主防災組織の育成及び市民の自発的な防災活動の促進に
	関すること。
	(2) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害か
	ら得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
	(3) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。
	(4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に
	関すること。
	(5) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。
	(6) 応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。
	(7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
	(8) <u>避難指示等</u> に関すること。
	(9)被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
	(10) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。
	(11) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
	(12) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
	(13) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関す
	ること。
	(14) 要配慮者の把握及び擁護に関すること。
	(15) 防災ボランティアの受入れに関すること。
市教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を
	行うこと。
	(2) 児童、生徒に対する地震・津波防災に関する知識の普及に関する
	こと。
	(3) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。
	(4) 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。
南渡島消防事務組合	(1) 関係機関との連絡及び応援要請に関すること。
消防本部	(2) 各消防署間の連絡に関すること。
	(3) 災害の情報の収集に関すること。

機関名	事務又は業務
南渡島消防事務組合	(1) 防災知識に関する普及活動に関すること。
消防本部	(2) 防災訓練の実施に関すること。
北斗消防署	(3) 自主防災組織の育成指導に関すること。
	(4) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。
	(5) 災害時における住民の避難誘導及び救助並びに応急対策を行うこ
	と。
	(6) 災害時の予報及び警報・注意報並びに情報等の収集を行うこと。
	(7)災害時における危険区域の警戒等を行うこと。

2 道 (渡島総合振興局)

事務又は業務

- (1) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (2) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。
- (3) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報に関すること。
- (4) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。
- (5) 防災に関する食糧の供給、資材及び機器の備蓄並びに供給に関すること。
- (6) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- (7)避難指示等に関すること。
- (8)被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
- (9) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。
- (10) 市及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。
- (11) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
- (12) 災害時におけるボランティア活動に関すること。
- (13) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (14) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

3 北海道警察函館方面本部、函館方面函館中央警察署

事務又は業務

- (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
- (2) 大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の伝達及び災害情報の収集に関すること。
- (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
- (5) 危険物に対する保安対策に関すること。
- (6) 広報活動に関すること。
- (7) 市等の防災関係機関が行う防災業務への協力に関すること。

4 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練・運
	用・管理を行うこと。
	(2) 北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。
北海道財務局	(1) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会に
函館財務事務所	関すること。
	(2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等
	に対する特例措置の要請に関すること。
	(3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関す
	ること。
	(4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保
	険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営
	業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融
	機関の要請に関すること。
	(5) 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国
	有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。
	(2) 関係職員の派遣に関すること。
	(3) 関係機関との連絡調整に関すること。
北海道労働局	(1) 事業場、工場等における災害の防止対策に関すること。
函館労働基準監督署	
北海道農政事務所	(1)農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確
函館地域拠点	認等に関すること。
北海道森林管理局	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関す
函館事務所	ること。
檜山森林管理署	(2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。
	(3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。
	(4)災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧
	用材の供給に関すること。
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保を図ること。
	(2) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること
	(3) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保を図ること。
H Manufacture - L Manufacture	(4) 被災中小企業の振興を図ること。
北海道産業保安監督部	(1)電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の指導を行うこ
	٤.
	(2)火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び
	事業者の指導を行うこと。

機関名	事務又は業務
北海道開発局	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
函館開発建設部	(2)被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市へ
	の支援に関すること。
	(3)緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること。
	(4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
	(5) 浮体式防災施設 (防災フロート) の被災地への派遣に関するこ
	と。
	(6) 国道及び高速道路(直轄管理)の整備並びに災害復旧に関するこ
	と。
	(7)補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道運輸局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。
函館運輸支局	(2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。
	(3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関するこ
	と。
	(4) 鉄道、軌道、索道及び自動車運送事業の安全の確保に関するこ
	と。
東京航空局	(1) 航空事業者の災害防止に関する指導に関すること。
	(2) 飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。
	(3) 災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	(4) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整に関すること。
	(5) 災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。
北海道地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地
	理空間情報活用の支援・協力に関すること。
	(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提
	供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の
	支援・協力に関すること。
	(3) 災害復旧・復興に当たって、位置に関わる情報基盤形成のため、
	必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公
	共測量の実施における測量法36条に基づく技術的助言に関するこ
	と。
函館地方気象台 	(1) 地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
	(2) 地震(発生した断層運動による地震動に限る)、津波の予報・警
	報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。
	(3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の
	心得などの周知・広報に関すること。
	(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関す
	ること。

機関名	事務又は業務
	(5) 地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関
	すること。

機関名	事務又は業務
第一管区海上保安本部	(1) 大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の船舶への周知
函館海上保安部	及び災害情報の収集に関すること。
	(2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去
	に関すること。
	(3)海上における人命の救助に関すること。
	(4)海上における船舶交通の安全の確保に関すること。
	(5)海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。
	(6) 災害時において傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
	に関すること。
	(7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
北海道地方環境事務所	(1)油等の大量流出による防除の協力に関すること。
	(2) 災害廃棄物の処理等に関すること。
	(3)環境モニタリングに関すること。
	(4) 家庭飼養動物の保護等に関すること。
北海道防衛局	(1) 災害時における地方公共団体等への所管財産(周辺財産)の使用
	許可に関すること。
	(2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関するこ
	と。
	(3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する道その
	他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

5 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
第28普通科連隊	(2) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

6 指定公共機関

機関名	事務又は業務
市内郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図るこ
	と。
	(2) 郵便の非常取扱いに関すること。
	(3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。

機関名	事務又は業務
函館支社	(2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関
日本貨物鉄道株式会社	係機関の支援を行うこと。
北海道支社	

機関名	事務又は業務				
東日本電信電話株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利				
北海道事業部	用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。				
北海道南支店					
株式会社NTTドコモ	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制				
北海道支社函館支店	限を実施し、重要通信の確保を図ること。				
KDDI株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制				
	限を実施し、重要通信の確保を図ること。				
ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制				
	限を実施し、重要通信の確保を図ること。				
日本銀行	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。				
函館支店	(2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこ				
	と。				
	(3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を				
	行うこと。				
日本赤十字社	(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく <u>避難所の設</u>				
北海道支部	置、 医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。				
北斗市地区	(2) 防災ボランティア(民間団体及び個人)が行う救助活動の連絡調				
	整を行うこと。				
	(3) 北海道災害義援金募集委員会に関すること。				
日本放送協会	(1) 地震・津波防災に係る知識の普及に関すること。				
函館放送局	(2) 地震・津波の情報、特別警報・警報・注意報及び被害状況等に関				
	する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。				
日本通運株式会社	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を				
函館支店	行うこと。				
北海道電力ネットワーク	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。				
株式会社	(2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。				
函館支店	(3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。				

7 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務			
北海道放送株式会社	(1) 地震・津波防災に係る知識の普及に関すること。			
札幌テレビ放送株式会社	(2) 地震・津波の情報、特別警報・警報・注意報及び被害状況等に関			
北海道テレビ放送株式会社	する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。			
北海道文化放送株式会社				
株式会社テレビ北海道				
北海道ガス株式会社函館支店	(1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。			
ガス事業者	(2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。			
一般社団法人北海道医師会	(1)災害時における救急医療を行うこと。			
一般法人渡島医師会				
一般社団法人北海道歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療活動を行うこと。			
函館歯科医師会				
一般社団法人北海道薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。			
公益社団法人北海道獣医師会	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。			
道南支部				
北海道土地改良事業団体連合会	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。			
上磯土地改良区	(2)農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。			
渡島平野土地改良区				
一般社団法人北海道バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送			
公益社団法人函館地区トラック協会	について関係機関の支援を行うこと。			
一般社団法人北海道警備業協会	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関			
	の支援を行うこと。			
公益社団法人北海道看護協会	(1) 災害時における看護業務の支援を行うこと。			
道南南支部				
一般社団法人北海道LPガス協会	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。			
道南支部				
一般社団法人北海道建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務を行うこと。			
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	(1)被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。			
	(2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。			
	(3) 市社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を			
	助け総合調整を図ること。			

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務			
新函館農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。			
大野基幹支店	(2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。			
上磯支店	(3) 保険金や共済金支払いの手続きを行うこと。			
七重浜支店				
東前事業所				
上磯郡漁業協同組合				
上磯支所				
はまなす支所				
はこだて広域森林組合				
北斗市商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保につい			
	て協力すること。			
北斗市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の救護に関すること。			
一般病院・診療所	(1) 災害時における医療及び防疫対策について協力すること。			
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等につ			
	いて関係機関の支援を行うこと。			
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。			
工場及び事業所の管理者	(1) 災害時における施設の保安、防災に関すること。			
	(2) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。			
	(3) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。			
電気通信事業者	(1) 災害時の電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。			
函館赤十字血液センター	(1) 災害時における血液の確保及び斡旋を行うこと。			
北斗市町会連合会	(1) 自主防災組織の設置、促進を行うこと。			
	(2) 町内会等への防災意識の啓発を行うこと。			
FMいるか	(1) 生活密着情報の収集、提供に関すること。			
株式会社ニューメディア	(2) 地域情報の収集、提供に関すること。			
函館センター (NCV)				
道南いさりび鉄道株式会社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。			
	(2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の支援に			
	関すること。			

第3 住民及び事業者の基本的責務

本編第1章第7節「市民及び事業者の基本的責務等」を準用するほか、事業者については、地 震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、 緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第5節 市の地形

第1 地形の概要及び面積

本市は、北海道の南西部渡島半島の南端に位置し、南は函館湾・津軽海峡に面し、東西約21km、南北約31kmで、面積は約397.44km²である。海岸線は、東西にかけて約21kmで、富川以西は約30m程度の海岸段丘を形成している。東部は函館市・七飯町、西部は厚沢部町・木古内町、北部は七飯町に接している。

地形の特色は、西部は山地で、東部は南に緩やかに傾斜した函館平野の一部であり、水田、畑、住宅地が広がっている。また、山地と函館平野の境界付近には、活断層・函館平野西縁断層帯がある。

主な河川は、常盤川、久根別川、大野川、戸切地川、流渓川、茂辺地川で、いずれの河川も南流し、函館湾・津軽海峡に注いでいる。

主要交通路は、海岸沿いに国道228号と内陸にある高規格道路、南北に国道227号があり、鉄道では、道南いさりび鉄道、それに2016年3月開業の北海道新幹線がある。

第6節 北海道における地震・津波の発生状況

第1 北海道の地震被害

北海道で記録が残っている被害地震は、1611年(慶長16年)の三陸はるか沖の地震以来、約410年間に100回以上発生しており、昭和20年以降においても、1952年(昭和27年)の十勝沖の地震、「1968年十勝沖地震」、1960年(昭和35年)の「チリ地震津波」、「1973年6月17日根室半島沖地震」、「昭和57年(1982年)浦河沖地震」、「昭和58年(1983年)の日本海中部地震」、「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」、「平成15年(2003年)十勝沖地震」と、大きな被害を及ぼした地震(津波)が発生している。

特に、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」では、津波と火災により、死者201名、行方不明者28名という大惨事となったほか、「平成30年北海道胆振東部地震」では、北海道内では観測史上初となる震度7が記録された。

資料2-7 過去に北海道で発生した主な被害地震(1940年以降)

資料2-8 既往地震による(総合)振興局別最大震度

第2 既往地震津波における沿岸市町村の最大波高

北海道における(総合)振興局別の沿岸市町村における最大波高は資料 2-9 のとおりである。道内のこれまでの最大波高は、「平成 5 年(1993年)北海道南西沖地震」による奥尻町の30.6mである。このほか、1933年三陸沖地震によりえりも町の14.2mであり、1952年(昭和27年)十勝沖の地震による釧路町の6.5mなどがある。

また、津波堆積物調査により、北海道太平洋沿岸(十勝~根室)において約500年間隔で発生す

る巨大地震(以下「500年間隔地震」という。)が明らかにされた。

500年間隔地震は、津波の最大波高が $10\sim15$ m、海岸から $2\sim3$ km以上に及ぶ広範な陸域まで津波が押し寄せた痕跡が確認されている。直近のものは、17世紀初頭の発生であり、過去約6,500年間に10数回の発生が確認されている。

資料2-9 1940年以降の振興局別津波の最大の高さ (cm)

第7節 本市における活断層の評価(函館平野西縁断層帯)

第1 断層帯の位置及び形態

函館平野西縁断層帯は、北海道西部の七飯町北西部から大野地区を経て、市を縦貫して南北に延びる全長24kmの活断層帯であり、将来的にマグニチュード7.0~7.5前後の地震が発生するとされている。

本断層帯は、主断層帯として、北部~中部の渡島大野断層と中部~南部の富川断層及びこれらに付随する断層からなる。

渡島大野断層は、七飯町から向野・文月地区を経て富川沿岸部に至る。

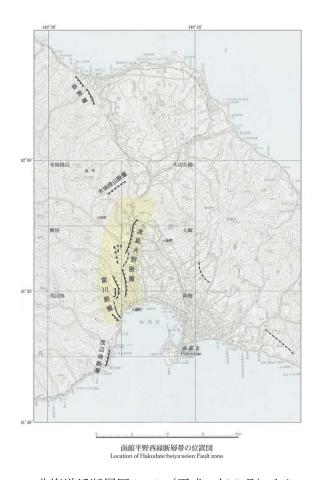
富川断層は、陸上部だけでなく函館湾西岸沿いの海底に延び、少なくとも葛登支岬の南3km付近までは達していると考えられる。

断層帯中部では渡島大野断層と富川断層が一部並走しているが、両断層は全体として見れば雁 行状に配列している。

両断層の西側には、それぞれ長さ4km以下の活断層がいくつか認められる。

これらは、後述のように両断層の活動によって副次的に生じた断層と考えられる。

また、平成23年には、北海道立総合研究機構地質研究所、産業技術総合研究所の共同研究(文部科学省からの受託事業)として、函館平野西縁活断層帯の海域部分の調査が実施されており、活断層の活動履歴や位置・形状に関するデータの収集が行われている。



北海道活断層図No. 2 (平成11年3月) より

第2 断層帯の過去の活動

函館平野西縁断層帯は過去4~5万年間に3回活動した可能性がある。

活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に3m程度隆起したと推定される。

この値から、本断層帯を構成する渡島大野断層、富川断層はそれぞれ個別に活動するのではなく、断層帯全体が一括して活動すると推定される。最新の活動は1万4千年前以後にあったと考えられる。

函館平野西縁断層帯周辺では、歴史時代の被害地震の記録や地震考古学上の知見は知られていない。

1611年の津波に関する松前藩の記録が残っているが、この断層帯から発生した可能性のある地震の記述はないので、最近約410年間はこの断層帯は活動しなかったと考えられる。

第3 断層帯の将来の活動(活断層)

函館平野西縁断層帯では、断層帯全体が一つの活動区間として活動し、マグニチュード7.0~7.5程度の地震が発生すると推定される。

また、この断層帯で発生する地震により、西側隆起3m程度の変位が生ずると推定される。

本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は資料2-10に 示すとおりである。

本評価で得られた地震発生の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

資料2-10 函館平野西縁断層帯について

第4 函館平野西縁活断層帯における地震被害予測

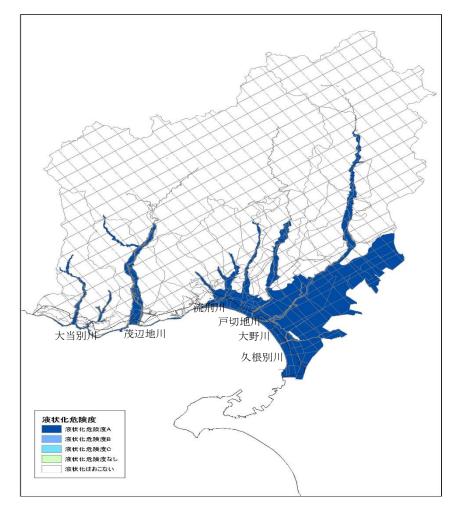
函館平野西縁活断層帯で地震が発生した場合の地震被害予測概要は以下のとおりである。道が公表した被害想定調査結果(平成30年2月公表)において、本市に最も大きな被害をもたらすとされる函館平野西断層帯(モデル45_3)の地震の想定結果については、資料2-11のとおりである。

1 液状化危険度の予測

液状化危険度は、地表速度が高いことから、市域の山地、台地、扇状地を除く全ての地形が 「液状化危険度が高い」地域となっている。

実際には、液状化危険度の高いとされた地域の全域で液状化が発生するわけではなく、過去の地震被害の例から、実際に液状化が発生する面積は、液状化危険度が高い地域の3%ほどと考察されている。

《地区別の液状化危険度》



資料:平成19年北斗市地域一円 地震被害予測((株)ドーコン)

2 建物被害

建物被害は、地震被害想定調査結果(北海道、平成30年2月公表)によると、市内全域で全壊1,626棟、半壊2,423棟と想定されている。

また、火災件数については、最も出火危険度が高い冬の夕方で、全市で280棟と予測され消防力の対応は困難となることが想定される。

3 人的被害

人的被害は、地震被害想定調査結果(北海道、平成30年2月公表)によると、避難者数は市全体で13,923人と推定されている。負傷者数は、市全体で軽傷者401人、重傷者35人、死者28人と推測されている。

4 ライフライン

ライフラインについては、地震被害想定調査結果(北海道、平成30年2月公表)によると、 上水道の被害箇所数が575箇所、下水道の被害延長(km)が34.9km、主要な道路の被害箇所が21 箇所、その他の道路の被害箇所が100箇所と推定されている。

5 震災に対する調査研究の推進

道は北海道の地域特性を考慮した地震防災対策に資するため、地質地盤等に関する調査研究 の推進に努めていく。

平成23年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」は、東日本各地の 沿岸域に従前の想定をはるかに超える大津波をもたらし、東北地方を中心に甚大な被害が発生 した未曽有の大災害(東日本大震災)となった。このことを踏まえ、今後の津波防災対策にお いては、想定しうる最大クラスの津波を想定することとされ、「津波防災地域づくりに関する 法律」により都道府県において、津波浸水想定の設定が義務付けられたことから、北海道にお いても、津波堆積物調査等、最新の科学的知見に基づき従前の津波浸水予測図を点検・見直し することとし、平成29年に日本海沿岸、令和3年に太平洋沿岸を見直した。(平成24年の太平洋 沿岸の見直しは法に基づかない道独自の見直し)

また、平成30年9月の「平成30年北海道胆振東部地震」では、北海道で初めて震度7を観測し、多くの被害が発生した。この地震による被害の特徴は、震源地周辺で発生した斜面崩壊、札幌市や北広島市等の住宅地及び苫小牧港等で発生した地盤液状化による被害、そして、震源地に近い苫東厚真火力発電所の被災に伴う全道での全戸停電(ブラックアウト)の発生である。また、この震源地の約10km西には主要活断層である石狩低地活断層帯が存在しており、当該断層帯との関係や今後の影響にも関心が高まった。こうしたことを踏まえ、道では、この地震のメカニズムを明らかにし、斜面崩壊や家屋倒壊などといった災害の発生プロセスの解明、さらに地震発生時における大規模停電による社会的影響等を研究することは、地震防災対策の推進に寄与するものと考え、北海道大学を代表とする研究組織に対して、総合調査の依頼を行い、道内外の大学や研究機関が連携しながら、調査・研究が行われた。

資料2-11 函館平野西断層帯 (モデル45_3) の地震による被害想定

第8節 北海道が想定する海溝型地震

大部分の津波は、海底で発生する地震により生起することから、現時点で北海道が想定する「海溝型地震」の規模・発生率等については、資料2-12のとおりである。

資料2-12 北海道が想定する海溝型地震

第9節 北海道における想定地震津波(市関係のみ抜粋)

第1 基本的な考え方

北海道は、「平成15年(1993年)の北海道南西沖地震」や「平成15年(2003年)十勝沖地震」を はじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

2011年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、太平洋沿岸から想定の見直しに取り組んで行く。

第2 日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震

1 津波浸水予測・被害想定調査の実施

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波は、北海道の太平洋沿岸地域を中心に広範囲に影響を及ぼすものであることから、北海道に影響の大きい地震津波について、中央防災会議の専門調査会で検討された断層パラメータを用いて、津波の伝播状況、津波水位、遡上(浸水)状況を予測するとともに、この結果に基づき被害想定計算を行っている。

平成17年度には太平洋沿岸中部・東部地区(日高振興局管内から根室振興局管内に至る沿岸市町)、平成18年度には太平洋沿岸西部地区(渡島総合振興局管内から胆振総合振興局管内に至る沿岸市町)の調査を完了したが、東日本大震災を踏まえ、太平洋沿岸における津波浸水予測の見直しを行ったところである。

その後、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、あらゆる可能性を踏まえた最大クラスの津波の想定に取り組むこととし、平成24年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波の想定した新たな 津波浸水予測を行った。

2 北海道太平洋沿岸の地震

北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。この新たな津波浸水想定の詳細は「資料12-13 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る想定地震津波参考図」に示すとおりであり、今後、被害想定計算及び減災目標の設定を別途進めていく。

(1) 十勝沖・釧路沖の地震

厚岸町の海岸で津波水位が5m前後になる場所があり、最大遡上高は、厚岸町、豊頃町、 大樹町で5mを超える場所がある。新ひだか町(旧三石町)より東側では津波到達時間が30 分未満となり、早い場所では20分強となる。影響開始時間は、様似町、えりも町、広尾町で 10分未満となるが、これは波源域付近で強い押し波が予測されたものである。渡島・胆振支 庁では、津波水位、最大遡上高とも3m未満で、津波到達時間は函館市の一部を除き1時間 超となる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がない場合には全体で380人~570人の 死者が発生し、特に釧路市で被害が大きい。避難意識が高い場合、夏の昼のケースでは8分 の1程度に死者数が減少する。全体で400建物被害棟~450棟弱の全壊が生じ、特に釧路市で は150棟~180棟弱の全壊被害となる。

(2)500年間隔地震

根室振興局管内では、根室市の納沙布岬よりも南側の海岸で5mを超える津波の高さにな り、最大遡上高は9mを超える場所もある。また、この地区で津波到達時間は30分以下とな り、影響開始時間は20分より早い場所もある。釧路総合振興局管内から十勝総合振興局管内 にかけては、釧路港などの一部を除いてほとんどの海岸で5m~10mの最大水位となり、釧 路町昆布森など一部では15m前後の津波になる場所もある。最大遡上高も、釧路町、豊頃町 で15mを超える場所がある。津波到達時間が最も早いのは浜中町と厚岸町の境付近及び釧路 町で、30分よりも早く、また、影響開始時間も9~10分程度になる。日高振興局管内では、 えりも町でもっとも津波水位が高くなり、襟裳岬では20mを超える。様似町、浦河町でも5 mを超えるが、新ひだか町(旧三石町)以西では他の想定地震と同程度の影響となる。津波 到達時間はえりも町で30分前後の場所があり、津波影響時間も20分未満となる。渡島・胆振 総合振興局管内では、津波水位、最大遡上高とも3m未満で、津波到達時間は函館市、白老 町の一部を除き1時間超となる。人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がない 場合には、全体で650~900人の死者が発生すると予測された。特に根室市、釧路市では100人 を超える死者が発生する場合もある。避難意識が高い場合には、死者数は10分の1程度に減 少する。建物被害は、全体で2, 400棟〜4, 500棟弱の全壊が発生し、釧路市、浜中町などで被 害が大きい。

(3) 三陸沖北部の地震

日高振興局管内の新ひだか町(旧静内町)から胆振・渡島総合振興局管内にかけては、函館市の一部を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のうちでは最も大きな影響を及ぼす。 津波水位は豊頃町付近で最も高くなり、最大遡上高は釧路総合振興局管内の釧路市音別町から胆振総合振興局管内の苫小牧市にかけてと函館市の一部で、高いところで3~4m程度となる。津波の到達は日高振興局管内で最も早く、えりも町から新ひだか町(旧静内町)にかけては津波到達時間が30分未満となる場所が多い。影響開始時間が10分台前半の場所も日高振興局で多いが、函館市(椴法華)では10分未満となる。

人的被害は、避難意識が低い場合には130人~240人、避難意識が高い場合には20人~40人の死者が発生する。特に函館市の函館港周辺での被害が大きいと考えられる。

建物被害は、400~710棟程度の全壊が発生し、特に函館市で被害が大きいほか、日高振興 局管内で被害の割合が高い。

3 北海道日本海沿岸の地震

(1) 津波浸水想定の設定

北海道日本海沿岸に影響を及ぼす津波の浸水予測については、平成22年3月に設定しているが、東日本大震災を踏まえ津波堆積物調査など科学的根拠に基づき、あらゆる可能性を考

慮した最大クラスの津波を想定することとし、津波浸水予測図の点検・見直しを進めてきた。 道は平成5年(1993年)北海道南西沖地震津波の経験等踏まえた視点を加えた上で津波断層 モデルを設定し、平成28年度に日本海沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づく りに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

(2) 北海道南西沖地震

奥尻島の南西海岸及びせたな町で10mを超える津波が到達するほか、津波水が八雲町~寿都町の海岸で5mを超え、上ノ国町~積丹町で3m以上になる。1m以上の水位上昇が生じる時間は、奥尻島及びせたな町で10分以内、松前町~神恵内村で20分以内となる。

人的被害は、構造物の効果がある場合でも、住民の避難意識が低い場合には、170~360人の死者が発生する。特に、せたな町では約90人の死者が発生する場合もある。構造物の効果がない場合には、320~470人の死者が発生すると予測される。

建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で900棟強、構造物の効果がない場合には全体で1,700棟強の全壊が生じ、特に島牧村、せたな町及び奥尻町での被害大きい。

(3) 青森県西方沖の地震

上ノ国町で津波水位が5mを超えるほか、せたな町〜松前町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い檜山振興局、渡島総合振興局の海岸で早く、奥尻島及び松前町で10分以内、せたな町以南で20分以内となる。

人的被害は、避難意識が低い場合、20~100人の死者が発生し、特に乙部町、江差町、松前町で被害が大きい。

建物被害は、全体で90~140棟の全壊が生じると予測され、特に奥尻町、松前町での被害が大きい。

資料2-13 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る想定地震津波

第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市は、災害予防対策を積極的 に推進するとともに、市民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努める。

第1節 市民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)を準備する。
- (7)地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6)狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2)消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (6) 正確な情報を入手すること。
- (7) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (8) エレベーターの使用は避けること。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3 駅や集客施設等でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

第4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

(1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞

いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を 促した後、緩やかに停止させること。

- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず 道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジン キーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する 人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第6 津波に対する心得

1 一般住民

- (1)強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2)「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限 の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる<u>津波(いわゆる津波地震や遠地津</u> 波によって引き起こされるもの)が発生する可能性がある。
- (6) 大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知って おく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

2 船舶関係者

(1)強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報が発表され

たときは、次のとおり対応する。

- ア 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合 荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化(陸揚げ固縛)したのち、安全な場所に避 難する。
- イ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合 荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

市は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 市及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時 避難地としての公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路 及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、 建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や 土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図るものとする。
- 2 市は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通 の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、 無電柱化の促進を図るものとする。
- 3 市及び施設管理者は、ビル及び駅等不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における 安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の 整備を強化するものとする。

第2 建築物の安全化

- 1 市は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- 3 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全 確保対策を進めるものとする。

- 4 市は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するととも に、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 市は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 市及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の<mark>倒壊</mark>防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第3 主要交通の強化

市は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・ 代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

市は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

1 市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン 施設及び灌漑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震 災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

- 2 市は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線 共同溝等の整備等に努める。
- 3 市においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる とともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- 4 市は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第6 復旧対策基地の整備

市は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第7 液状化対策等

1 市及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- 3 市は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

市は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

市は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両や ヘリコプターなどが十分活動できるグランド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環 境整備に努める。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び市防災計画に定められた事項の うち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五 箇年計画を作成し、市は、その整備を重点的・計画的に進める。

第11 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難 を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづ くりを目指す。
- 2 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で 避難が可能となるような高台等の指定緊急避難場所及び避難路・避難階段等の整備など、都市 計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築 物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- 3 市は、市防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- 4 市は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

市は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制 が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう 努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 市は、職員に対して防災(地震・津波)に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、 訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 市は、一般住民に対し次により防災知織の普及・啓発を図る。
- (1) 啓発内容
 - ア 地震・津波に対する心得
 - イ 地震・津波に関する一般知識
 - ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
 - エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - オ 災害情報の正確な入手方法
 - カ 出火の防止及び初期消火の心得
 - キ 外出時における地震発生時の対処方法
 - ク 自動車運転時の心得
 - ケ 救助・救護に関する事項
 - コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - シ 要配慮者への配慮
 - ス 各防災関係機関が行う地震災害対策
- (2) 普及方法
 - ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
 - イ インターネット、SNSの利用
 - ウ 広報紙、広報車両の利用
 - エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
 - オ パンフレットの配布
 - カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- 3 市は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、 啓発に努める。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の 実践活動(地震・津波時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に 関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた 内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及 び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選 んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災 訓練については、本編第4章第2節「防災訓練計画」を準用するほか、本計画の定めるところによる。

第1 市が行う訓練

市は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

- 1 情報通信訓練
- 2 広報訓練
- 3 指揮統制訓練
- 4 火災防御訓練
- 5 緊急輸送訓練
- 6 公共施設復旧訓練
- 7 ガス漏洩事故処理訓練
- 8 避難訓練
- 9 救出救護訓練
- 10 警備・交通規制訓練
- 11 炊き出し、給水訓練
- 12 水門等の締切操作訓練
- 13 災害偵察訓練等

第2 相互応援協定に基づく訓練

市及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第3 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校(児童生徒等)を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

第4 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第5節 物資及び防災資機材等の調達・確保に関する計画

本節については、本編第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援(受援)体制整備計画

本節については、本編第4章第4節「相互応援(受援)体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、本編第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

本節については、本編第4章第6節「避難体制整備計画」を準用する<u>ほか、次のとおりである。</u> 第1 避難誘導体制の構築

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な地域から一刻も早く高台・津波避難ビル等の指定緊急避難場所へ立ち退き避難することを基本とするが、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海岸沿いに入るときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、市からの「避難指示」の発表を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所等に移動するよう、市は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

第2 市における避難計画の策定等

市は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

市は、道が示す津波避難計画策定指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画(全体計画・地区計画)や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、本編第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

第1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

- 1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- 2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸として、<u>地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、道及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ</u>効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考と<u>するとともに道が設定した「津波浸水想定」及び津波災害警戒区域の指定を踏まえて、ハード対策として</u>市は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るほか、<u>ソフト事業として</u>指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

1 津波等災害予防施設の整備

市は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

(1)海岸保全対策

市は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 函館地方気象台は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市への大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、 従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

イ 市は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有 するとともに公表を図るものとする。

(2) 伝達手段の確保

市は、住民等に対する大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

市長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者(漁業協同組合、海水浴場の管理者等)、 事業者(工事施工管理者等)及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報(特別警報)・津波警報・ 津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、市及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(5) 普及啓発活動による防災意識の高揚

市は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 学校等教育関係機関

学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、 津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

市は、広報紙等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

- (1) 一般住民に対し、周知を図る事項
 - ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
 - イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報(特別警報)が発表された場合は、最悪の事態を想 定して最大限の避難等の防災対応をとる。
 - ウ 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
 - エ 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、 一日以上にわたり継続する可能性がある。
 - オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる<u>津波(いわゆる津波地震や遠地</u> 地震によって引き起こされるもの)が発生する可能性がある。
 - カ 大津波警報 (特別警報)・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、 これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
 - キ 大津波警報 (特別警報)・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知ってお く。
 - ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、 避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報である。
 - ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
 - コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
 - サ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

- (ア) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合 荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化(陸揚げ固縛)したのち、安全な場所に避
- (イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合 荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報 (特別警報)・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。
- (3) 漁業地域において、周知を図る事項

難する。

- ア 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行か ない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域(一次避難海域)へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域(二次避難海域)へ避難する。
- ウ 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報が解除 されるまで避難海域で待機する。

第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然 防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおり である。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、市及び道は、地震時の火の 取り扱いについて指導啓発するとともに、南渡島消防事務組合火災予防条例に基づく火気の取り扱い 及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を小限に食い止めるためには、初期消火活動が重要であるので、市及び消防機関は、 地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱いを指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性消防クラブ等の設置、育成指導を強化する。
- 3 病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備の設置を徹底するとと

もに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

南渡島消防事務組合消防本部、北斗消防署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、 予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、中高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市及び南渡島消防事務組合消防本部、北斗消防署は消防施設及び消防水利の整備充実を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

市及び南渡島消防事務組合消防本部、北斗消防署は、防火活動の万全を期するため、消防計画を 作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他災害を予防するための措置

第12節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、市は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導

- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第2 危険物保安対策

危険物の保安対策については、本編第8章第6節「危険物等災害対策計画」を準用する。

第13節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、本編第4章第9節「建築物災害予防計画」を準用するほか、次のとおりである。

第1 建築物の防災対策

1 市街地における再開発の促進

市は、建築物の不燃化、津波防浪地区の確保など都市防災を図るため、低層過密の市街地や沿岸地域の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

2 木造建築物の防火対策の推進

市は、市内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

3 既存建築物の耐震化の促進

市は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

4 ブロック塀等の倒壊防止

市は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロール等を通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

5 窓ガラス等の落下物対策

市は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調

査し必要な改善指導を行うものとする。

6 被災建築物の安全対策

- (1) 市は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (2) 市は、道と連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る 取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石 綿関連情報の普及啓発等を行う。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

- 1 市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- 2 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。また、市は滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第14節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、本編第4章第16節「土砂災害の予防計画」を準用する。

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」 (1964年)を契機として、認識されたところである。「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年(2003年)十勝沖地震」において、豊頃町~浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の<u>埋立地</u>に被害が集中して発生した。

第2 液状化対策の推進

1 液状化対策の推進

市は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)



2 液状化対策の調査・研究

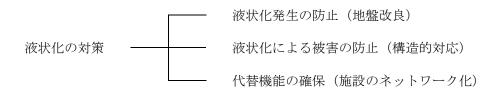
市は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度 分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策 が考えられる。

(手法の体系)



4 液状化対策の普及・啓発

市は、液状化対策の調査・研究に基づき、市民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16節 積雪·寒冷対策計画

本節については、本編第4章第17節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第17節 業務継続計画の策定

本節については、本編第4章第19節「業務継続計画の策定」を準用する。

第18節 複合災害に関する計画

本節については、本編第4章第18節「複合災害に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、市及 び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を 確立する。

北斗市災害対策本部(以下、「本部」という。)は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

第1 本部

1 設置

市長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し、 必要と認めるときは、基本法第23条及び北斗市災害対策本部条例の規定により災害対策本部を 設置し、災害応急対策を実施する。

本部設置基準

- 1 市内域で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- 2 本市沿岸に大津波警報・津波警報が発表されたとき。
- 3 市内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

2 組織等

本部の組織及び運営は、北斗市災害対策本部条例 (平成18年条例第173号) 及び市防災計画の 定めに準ずる。

3 災害対策本部の名称

本部の名称は、冒頭に災害名を付し、「○○災害・北斗市災害対策本部」とする。

4 廃止の時期

予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、本部長の判断に基づき本部を廃止する。

5 設置及び廃止の通知、公表

本部を設置したときは、速やかに本部員、防災会議構成機関、渡島総合振興局、その他の防災関係機関及び住民に対し電話、文書その他の方法で通知及び公表するとともに、本部の表示を市役所庁舎正面玄関及び本部設置場所に掲示する。廃止した場合もこれに準ずる。

資料1-2 災害対策本部組織図

第2 所掌事務

所掌事務は、本編第3章第1節第2の2「本部の事務分掌」(資料1-3)による。

資料1-3 本部の事務分掌

資料1-5 市及び消防の防災拠点施設

第3 職員動員

1 配備計画

対策班長は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定める。

また、各班の所属長は、職員配備計画(様式3)を作成し、毎年4月末日までに総務対策班 長(総務部長)に提出する。

様式3 職員配備計画

2 配備基準等

配備基準及び対策班は、次のとおりとする。

配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班
	1 市内域で、震度3の地震が観	情報の収集・連絡・調	
	測されたとき。	整及び災害が発生した	
第1非常配備		場合に速やかに対処す	全対策班
(注意配備体制)		るための所要の人員を	(各班2名以上)
(土息即湘平前)		もってあたり、状況によ	(台班 2 名以工)
		り次の配備体制へ移行	
		できる体制	
	1 市内域で、震度4の地震が観	災害の発生とともに	
	測されたとき。	関係各対策班の所要の	
	2 本市沿岸部に「津波注意報」	人員をもって速やかに	
第2非常配備	が発表されたとき。	災害応急活動が開始で	全対策班
(警戒配備体制)	3 市内に局地的な地震・津波災	きる体制	(主査以上)
(音双即)用件的)	害が発生し、災害応急対策が必		(土宜以工)
	要と認められるとき。		
	4 その他、必要により市長が当		
	該非常配備を指令したとき。		
	1 市内域で、震度5弱以上の地	災害の発生とともに	
	震が観測されたとき。	全対策班の人員をもっ	
	2 本市沿岸部に「大津波警報	て速やかに災害応急活	
第3非常配備	(特別警報)」・「津波警報」が	動が開始できる体制	全対策班
(本部設置)	発表されたとき。	市内域に被害が多発	(全職員)
	3 市内に大規模な地震・津波災	している可能性があり、	(土/収尺/
	害が発生し、広域的な災害応急	協定に基づく周辺自治	
	対策が必要と認められるとき。	体へ応援要請、自衛隊等	
	4 本部長が指示したとき。	への要請を早急に実施	

- (注) 1 配備時期について災害の規模、態様により、上記基準によりがたい場合においては、市長 は適宜指示を発する。
 - 2 災害の規模、態様により、担当対策班については市長が、担当班については各対策班長が 適宜配備人員を増減することができる。
 - 3 遠地地震による津波注意報が発表された場合で、気象庁が発表する予想される津波の高さ を踏まえ、<mark>避難指示等</mark>を発令しないときは、第1非常配備体制(注意配備体制)とする。

3 職員の配備体制

交通の途絶、職員、又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努める。

- (1) 配備基準に該当する地震・津波等が発生したときは、直ちに配備体制につく。
- (2) 第1非常配備にかかる指揮監督は、総務課長が行う。

- (3) 第2非常配備にかかる指揮監督は、総務部長が行う。
- (4) 本部の対策班長は、本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策 にあたる。
- (5) 本部及び各班に所属し、災害応急対策を実施するものとしてあらかじめ定められた職員は、本部が設置されたとき直ちに所定の場所において災害応急対策にあたる。
- (6) 対策班長は、地震・津波発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。

4 自主参集等

各配備対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、北海道防災情報システム登録によって配信を受けるメールなどによって配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、配備指令を待たずに直ちに本部、又はあらかじめ指定された場所に参集する。

- (1)職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により本部等に参集できない場合は、電話その他の方法によりその状況を報告する。
- (2) 災害発生時において、職員の居所にも被害が発生した場合には、必要な措置を講じその状況を報告して指示を受ける。
- (3)動員に応じる時は、昼夜の別、災害の種類、程度により長期化する場合を考慮して服装、装備携帯品に留意する。

5 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき自身の安全の確保に十分に配慮しつつ、直ちに所属、 又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

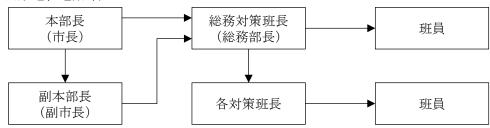
6 参集時の留意事項

- (1) 参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとること。
- (2) 参集途上において知り得た被害や災害の情報は、参集場所に参集後、直ちに所属長に報告すること。

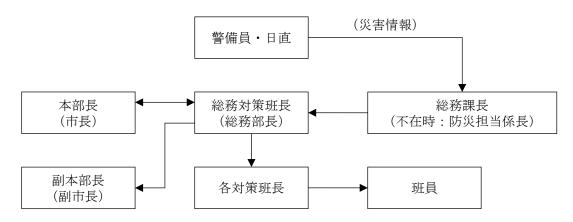
非常時の動員配備伝達系統は、以下のとおりである。

《勤務時間中の伝達系統》

(口頭、庁内放送、電話等)



《休日又は退庁後の伝達系統》



第2節 地震、津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上を予想した地域が予想された地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した場合の緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

(注) 注) 緊急地震速報(警報) は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会(NHK)に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、 携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム (J-ALERT) により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線(戸別受信機を含む。)等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への 迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

(1) 大津波警報(特別警報)及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津 波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

(2) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(3) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で 予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は 津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては<u>精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、</u>津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の		発表される津波の高さ		
洋波言報寺の 種類	発表基準	数値での発表(津波の	巨大地震の	想定される被害ととるべき行動
性知		高さの予想の区分)	場合の発表	
	予想される津	10m超		(巨大)
	波の高さが高	(10m<予想高さ)		木造家屋が全壊・流出し、人は津波に
大津波警報	いところで3	10m		よる流れに巻き込まれる。沿岸部や川
(特別警報)	mを超える場	10m (5m<予想高さ≦10m)	巨大	沿いにいる人は、ただちに高台や避難
(NATE LICE LIE)	合	(0111/1)公司(01111)		ビルなど安全な場所へ避難する。警報
		5 m		が解除されるまで安全な場所から離れ
		(3 m<予想高さ≦5 m)		ない。
	予想される津			(高い)
	波の高さが高			標高の低いところでは津波が襲い、浸
	いところで 1			水被害が発生する。人は津波に巻き込
津波警報	mを超え、3 m	3 m (1 m<予想高さ≦3 m)	高い	まれる。
1年1次 晋 +18	以下の場合		led A	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに
				高台や避難ビルなど安全な場所へ避難
				する。警報が解除されるまで安全な場
				所から離れない。
	予想される津			海の中では人は早い流れに巻き込ま
	波の高さが高			れ、また、養殖いかだが流出し、小型船
	いところで0.2			舶が転覆する。海の中にいる人は、た
	m以上、1 m以	1 m	(表記	だちに海から上がって、海岸から離れ
津波注意報	下の場合であ	1 m (0.2m≦予想高さ≦1 m)	しない)	る。
	って、津波によ	(0.2Ⅲ = 1 心同で = 1 Ⅲ)	U/4 V ')	海水浴や磯釣りは危険なので行わな
	る災害の恐れ			<i>۷</i> ۰。
	がある場合			注意報が解除されるまで海に入ったり
				海岸に近づいたりしない。

(2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
	津波が予想されないとき (<mark>地震</mark> 情報に含め	津波の心配なしの旨を発表
	て発表)	
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のた
津	(津波に関するその他の情報に含めて発表)	め被害の心配はなく、特段の防災対応の必要
津波予		がない旨を発表
報	津波警報等の解除後も海面変動が継続す	津波に伴う海面変動が観測されており、今
	るとき(津波に関するその他の情報に含めて	後も継続する可能性が高いため、海に入って
	発表)	の作業や釣り、海水浴などに際しては十分な
		注意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報 (表差し替え)

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した
		地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの
		検知時刻を速報
震源に関する	震度3以上	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動が
情報	(大津波警報または津波警報、	あるかもしれないが被害の心配はない」旨を付
	注意報(以下「津波警報等」と	加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マ
	いう。)を発表した場合は発表し	グニチュード) を発表
	ない)	
震源・震度に関	震度1以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチ
する情報	津波警報等の発表または若干の	ュード)、震度1以上を観測した地点と観測し
	海面変動が予想された時	た震度を発表。それに加えて、震度3以上を観
	緊急地震速報(警報)発表時	測した地域名と市町村毎の観測した震度を発
		表
		震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手
		していない地点がある場合は、その市町村・地
		点名を発表

情報の種類	発表基準	内容
長周期地震動	震度1以上を観測した地震のう	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の
に関する観測	ち、長周期地震動階級1以上を	最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震
情報	観測した場合	動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
		(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関	マグニチュード7.0以上	国外で発生した地震について、地震の発生時
する情報	都市部など著しい被害が発生す	刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュ
	る可能性がある地域で規模の大	ード)を、地震発生から概ね30分以内に発表**1。
	きな地震を観測した場合(国外	日本や国外への津波の影響に関しても記述し
	で発生した大規模噴火を覚知し	て発表。
	た場合にも発表することがあ	
	る。)	
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新し	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震
	た場合や地震が多発した場合な	が多発した場合の震度1以上を観測した地震
	ك	回数情報等を発表
推計震度分布	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方
図		ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報と
		して発表

(2) 地震活動に関する解説資料等 (表差し替え)

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象 台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の	発表基準	内容
種類		
地震解説資料	以下のいずれかを満たし	地震発生後30分程度をめどに、地方公共団体
(全国速報版・	た場合に、一つの現象に対	が初動期の判断のため、状況把握等に活用で
地域速報版)	して一度だけ発表	きるように、地震の概要、震度に関する情報や
	・北海道沿岸で大津波警	津波警報 や津波注意報等の発表状況等、及び
	報、津波警報、津波注	津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
	意報発表時	・地震解説資料 (全国速報版)
	・北海道で震度4以上を	上記内容について、全国の状況を取りまとめ
	観測(ただし、地震が	た資料。
	頻発している場合、そ	・地震解説資料 (地域速報版)
	の都度の発表はしな	上記内容について、発表基準を満たした都道
	('°)	府県別に取りまとめた資料。

解説資料等の	発表基準	内 容
種類		
地震解説資料	以下のいずれかを満たし	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表
(全国詳細版・	た場合に発表するほか、状	する。
地域詳細版)	況に応じて必要となる続	・地震解説資料(全国詳細版)
	報を適宜発表	地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留
	・北海道沿岸で大津波警	意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長
	報、津波警報、津波注	周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状
	意報発表時	況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳
	・北海道で震度5弱以上	しい状況等を取りまとめた資料。
	を観測	・地震解説資料(地域詳細版)
	・社会的に関心の高い地	地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に
	震が発生	応じて必要となる続報を適 宜発表するととも
		に、状況に応じて適切な解説を加えることで、
		防災対応を支援する資料(北海道の地震活動状
		況や応じて、単独で提供されることもある)。
地震活動図	• 定期 (毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防
		災に係る活動を支援するために、毎月の北海道
		及び各地方の地震活動の状況をとりまとめた
		地震活動の傾向等を示す資料。

(3) 津波に関する情報 (表差し替え)

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	発表基準	発表内容
	津波到達予想時刻・予想される津波	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※2)や予
	の高さに関する情報(※1)	想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報
		の種類の表に記載)を発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発
津波	に関する情報	表
津波情報	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※3)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観
		測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高
		さを津波予報区単位で発表(※4)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1)「津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

- (※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっと早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- (※3) 津波観測に関する情報の発表内容について
 - ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波 の観測時刻と高さを発表する。
 - ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1mを超える	数値で発表
八年仮言報で先衣中	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小
年仮任息報を光衣中	(9**(0)場合)	さい場合は「微弱」と表現)

(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮 し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予 報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での 観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝 える。

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定
	3 mを超える	値とも数値で発表
大津波警報を発表中		沖合での観測値を「観測中」、沿
	3m以下	岸での推定値は「推定中」と発
		表
	1 ナ、土刀 ふ フ	沖合での観測値、沿岸での推定
	1 mを超える 	値とも数値で発表
津波警報を発表中		沖合での観測値を「観測中」、沿
	1 m以下	岸での推定値は「推定中」と発
		表
海冲沿音起な改ま巾	(ナベアの担合)	沖合での観測値、沿岸での推定
津波注意報を発表中	(すべての場合)	値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ<u>津波</u>予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくな る場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波警報標識

市は、市沿岸部に大津波警報又は津波警報が発表された場合には、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と防災行政無線の自動起動によって、次により瞬時に市民に周知する。

神楽の孫粨	標識	4. 光中郊	備考
標識の種類	サイレン音	放送内容	1佣 右
	(約3秒吹鳴)	大津波警報が発表	
大津波警報標識	×3回	されました	3回繰り返し
	(約2秒休止)		
	(約5秒吹鳴)	津波警報が発表さ	
津波警報標識	※2回	れました	2回繰り返し
	(約6秒休止)		

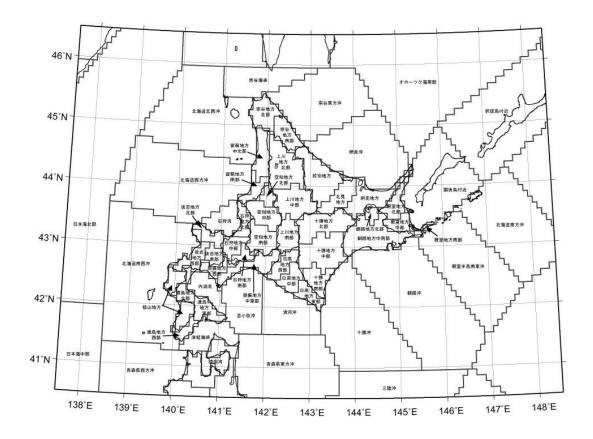
資料2-14 気象庁震度階級関連解説表

第3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 震央地名



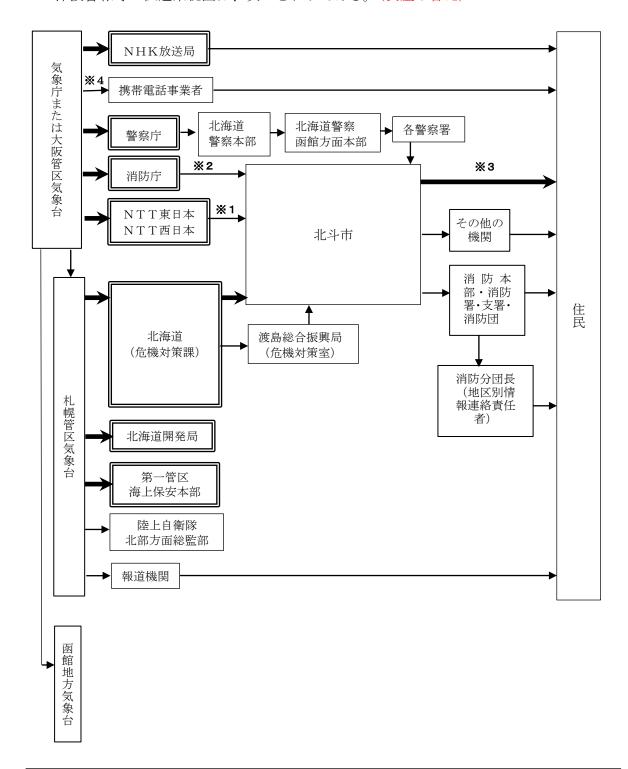
3 津波予報区

市に対する津波警報等は、北海道太平洋沿岸西部として発表される。



第4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。(表差し替え)



- (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
- ※1 津波警報と大津波警報(特別警報)の発表と解除のみ通報
- ※2 J-ALERTによる伝達 ※3 特別警報は一般住民に対しスピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等の周知の措置をとる
- ※4 緊急速報メールは大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 ▶ (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達

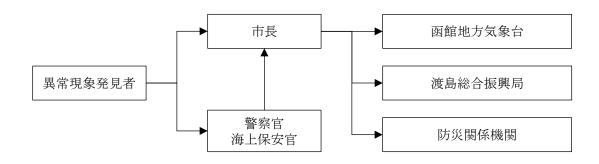
第5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた市長は速やかに道及び函館地方気象台等関係機関に通報する。

1 異常気象

- (1) 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変
- (2) 水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪

2 通報系統図



第3節 災害情報等の収集・伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、本編第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のとおりである。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

- 1 市は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう 努めることとし、全国瞬時警報システム (J-ALERT) などで受信した緊急地震速報を市防災行政 無線 (戸別受信機を含む。) 等により住民等への伝達に努めるものとする。
- 2 市及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該地域との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系(個別受信機を含む)の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

3 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収 集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。 また、市等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、 住民に対する普及啓発に努めるものとする。

4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的 に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

5 市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・ 要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 市の報告

(1) 市は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。(但し、震度5強以上を 記録した場合、第1報を道及び国(消防庁経由)に、原則として30分以内で可能な限り早 く報告する。)

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き 続き消防庁に報告するものとする。

- (2) 市は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁経由)に報告する。
- (3) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁経由)への報告に努める。

第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- 2 市は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第4 通報手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 電気通信事業者が所有する非常用通信装置(無線系・衛星系)による通報

第5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう 通信施設の整備強化を図るものとする。

また、市等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非

常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

第6 被害状況報告

地震・津波が発生した場合、市長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」(資料8-5) 及び「火災・災害等即報要領」に基づき国(消防庁経由)に報告するものとする。

なお、市長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国(消防庁 経由)に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官 あての文書を消防庁へ提出する。

○火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	
報告先		泌叶卡卡<i>与</i>牡笼宁	消防庁宿直室	
		消防庁応急対策室	(消防防災・危機管理センター内)	
電話		03-5253-7527	03-5253-7777	
NTT回線	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	
地球衛星通信	電話	*-048-500-90- <u>43432or43013</u>	* -048-500-90-49102	
ネットワーク (※)	FAX	* -048-500-90-49033	*-048-500-90-49036	

- ※ 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する市町村等をつなぐネットワーク。
- * 各団体の交換機の特番(ただし市町村においては衛星専門電話機から「*」を抜いてダイヤルする。

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)			
NTT回線	電話	03-5253-7510			
	FAX	03-5253-7553			
地球衛星通信 ネットワーク (※) FAX		*-048-500-90-49175			
		*-048-500-90-49036			

- ※ 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する市町村等をつなぐネットワーク。
- * 各団体の交換機の特番(ただし市町村においては衛星専門電話機から「*」を抜いてダイヤルする。

資料8-5 災害情報等報告取扱要領

第 4 節 災害広報·情報提供計画

本節については、本編第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

本節については、本編第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

第6節 救助救出計画

本節については、本編第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、市における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

第1 消防活動体制の整備

市は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

市は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害の想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域(危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設)

第3 相互応援協力の推進

市は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

市は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切、かつ、効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した 家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に 時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に 努める。

第8節 津波災害応急対策計画

大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の 警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 津波警戒体制の確立

市など次の機関は、気象庁の発表する大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報によるほ

か、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした 揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

1 市

海浜等にある者に対し、海岸等から退避、テレビ、ラジオの聴取等の警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

2 道 (渡島総合振興局)

津波情報の収集、沿岸市町村との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 北海道警察函館方面本部、函館方面函館中央警察署

気象庁が大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部、函館海上保安部

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報を伝達する とともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への 避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

第2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、市長及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

1 市

市長は、津波の規模及び到達時間に応じた避難対象区域の住民等に対して、直ちに退避・避難するよう<u>避難指示等</u>を行うとともに、<u>避難指示等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう伝達する。

2 道(渡島総合振興局)

市が災害の発生により、<u>避難指示等</u>を行うことができない場合、知事は、<u>避難指示等</u>に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

また、市から求めがあった場合には、<u>避難指示等</u>の対象区域、判断時期等について助言する。 そして、時機を失することなく<u>避難指示等</u>が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

3 北海道警察函館方面本部、函館方面函館中央警察署

気象庁が大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに、市に警報等の内容を伝達するとともに、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部、函館海上保安部

<u>津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。</u>

第9節 災害警備計画

本節については、本編第5章第12節「災害警備計画」を準用する。

第10節 交通応急対策計画

本節については、本編第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

第11節 輸送計画

本節については、本編第5章第14節「輸送計画」を準用する。

第12節 ヘリコプター等活用計画

本節については、本編第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第13節 食料供給計画

本節については、本編第5章第15節「食料供給計画」を準用する。

第14節 給水計画

本節については、本編第5章第16節「給水計画」を準用する。

第15節 衣料、生活必需物資供給計画

本節については、本編第5章第17節「衣料、生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第16節 石油類燃料供給計画

本節については、本編第5章第18節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設(上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等)が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。 これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 上水道

上水道施設の応急復旧についての計画は、本編第5章第21節「上下水道施設対策計画」を準用するほか、以下のとおりである。

1 応急措置

水道事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ 定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の 点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の 供給に努める。

2 広報

水道事業者は、地震・津波により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

下水道施設の応急復旧についての計画は、本編第5章第21節「上下水道施設対策計画」を準用するほか、以下のとおりである。

1 応急復旧

下水道管理者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

2 広報

下水道管理者は、地震・津波により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第3 電気

電力施設の応急復旧についての計画は、本編第5章第19節「電力施設災害応急対策計画」を準

用するほか、以下のとおりである。

1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ 定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき、直ちに被害状況(停電の状 況)の調査、施設の点検を実施し、施設に被害(停電)があった場合は、二次被害の発生を防 止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出 火の防止及び電力施設の被害状況(停電の状況)、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなど の報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第4 ガス

ガス施設の応急復旧についての計画は、本編第5章第20節「ガス施設災害応急計画」を準用するほか、以下のとおりである。

1 応急復旧

ガス事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ 定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、 点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧 を行う。

2 広報

ガス事業者は、地震・津波によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び 復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第5 通信

1 応急復旧

東日本電信電話㈱北海道事業部北海道南支店、㈱NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第6 放送

NHKなど放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

第18節 医療救護計画

本節については、本編第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

第19節 防疫計画

本節については、本編第5章第11節「防疫計画」を準用する。

第20節 廃棄物等処理計画

本節については、本編第5章第30節「廃棄物等処理計画」を準用する。

なお、<u>住居</u>又はその周辺に運ばれた<u>土砂、樹木</u>等の除去については、本編第5章第25節「障害物 除去計画」を準用する。

第21節 家庭動物等対策計画

本節については、本編第5章第28節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第22節 文教対策計画

本節については、本編第5章第26節「文教対策計画」を準用する。

第23節 住宅対策計画

本節については、本編第5章第24節「住宅対策計画」を準用する。

第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対 策に関する計画は、次のとおりである。

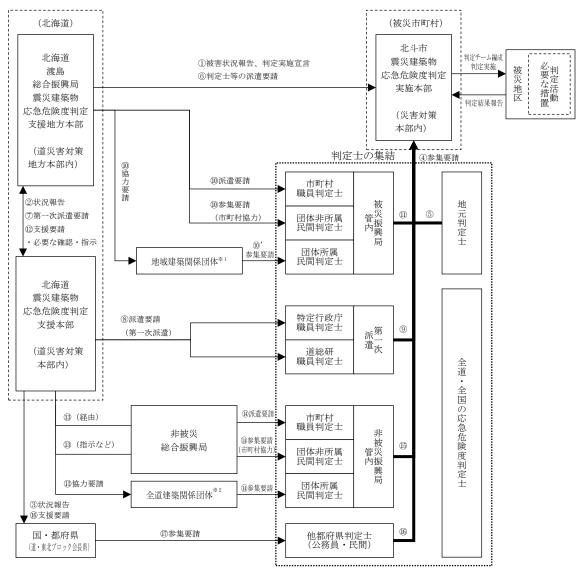
第1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

市は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



※1 地域建築関係団体:被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体(例:建築士〇〇支部) ※2 全道建築関係団体:全道連絡協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会(本部))

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー(赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」)に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危 険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りが できない。

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済:建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは 適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」 (環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法

(1) 市及び道

市及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3)解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第25節 被災宅地安全対策計画

本節については、本編第5章第23節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、本編第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第27節 障害物除去計画

本節については、本編第5章第25節「障害物除去計画」を準用する。

第28節 広域応援・受援計画

本節については、本編第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用する。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本編第5章第4節第12「広域一時滞在」 を準用する。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、本編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第30節 災害ボランティアとの連携計画

本節については、本編第5章第31節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第31節 災害救助法の適用と実施

本節については、本編第5章第34節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧。被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律 (平成25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

本節については、本編第9章第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

本節については、本編第9章第2節「被災者援護計画」を準用するほか、以下のとおりとする。

第1 融資・貸付等による金融支援

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、 公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、市及び道並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

1 実施計画

(1) 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

(2) 中小企業等金融対策

道は、経営環境変化対応貸付(災害復旧)を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、 協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

(3)農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、市と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとと もに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

(4) 福祉関係資金の貸付け等

道は、市と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の 貸付けを積極的に実施する。

(5)被災者生活再建支援金

道は、市と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

(6) その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等(都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。)

2 財政対策

- (1) 指定地方行政機関、金融機関等は、市及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅 及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。
- (2) 市及び道並びに防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市等は、その制度の普及促進にも努める。

第2 災害義援金の募集及び配分

市民、道民、他都府県民、企業等からの被災者への災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次のとおりである。

1 実施責任

災害時に災害義援金を迅速、確実に募集、配分する業務は、日本赤十字社北海道支部北斗市 地区が行う。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

本章は、市防災計画の地震・津波対策計画編の別冊である「北斗市地震防災対策推進計画」による。